

第 5 版 は し が き

法律用語には、日常的に使う言葉に存在しないものが多い。明治初期に西欧の法制度を採り入れたとき、横文字を日本語に翻訳するために新たに作りだした単語が基礎となっているためである。その後 150 年近くにわたる慣用を通じて、最初は一部の階層内部での使用に限られていた法律用語も、次第に市民のあいだに浸透してきた。最近では、新聞・雑誌・ラジオ・テレビ等のメディアにおける報道・発言においても、法律に関係する話題が多く取り上げられるようになっており、話についていくためには、ある程度法律用語に馴染みそれを理解しておく必要も増大してきている。しかし、もともとが日本語にはなかった言葉を翻訳して作った言葉であるので、漢字を巧妙に当てがった翻訳語もないわけではないが、漢字の原意から推測しようとしてもすぐにはその意味を理解し得ない用語も多い。そういった困難に直面する法律学の初学者や一般社会人などに少しでも役立つことを願って本辞典は作成された。初版以来高い評価を得、以後数十年にわたって多くの方々に活用していただく恩恵に浴し、それに報いるためにさらに内容を充実させるべく数回の改版をおこなってきた。

最後の改版を世に送り出してからすでに 8 年近くが経過した。近時の日本社会は、内発的理由や国際化の進展などにより加速的な変化を経験しており、対応する法制度の改革も広範囲にわたっている。たとえば、新行政府不服審査法、保険法、新非訟事件手続法、家事事件手続法、消費者裁判手続特例法といった新立法をはじめ、公職選挙法改正（選挙年齢の引下げ）、民法改正（違憲判決による非嫡出子相続分差別の廃止）、会社法改正（企業統治の強化）、民事訴訟法および民事保全法改正（国際裁判管轄規定の整備）、刑法改正（サイバー犯罪、強制執行妨害罪の整備）など目白押しである。さらに、民法（債権法）改正や刑事訴訟法改正も間近といわれている。

こうした法制度変更に対応して、本版では項目数を約 300 項目増やして総計 8572 項目とし、執筆陣も 69 名の方に新たに加わっていただき、総勢 260 名となり、一層充実した内容に仕上げることができた。ご努力いただいた

方々全員に心から感謝申し上げます。

最近ではインターネット上で法律用語も検索可能となってきたが、本辞典の最大の強みの一つは、説明内容の正確さにあると確信しており、理解の正確さを確認するためにも大いに活用していただきたいと思っている。

2016年1月

編集代表 高橋和之
伊藤 眞
小早川光郎
能見善久
山口 厚